

論文審査の結果の要旨

著者：竹田泉

論文題目：18世紀アイルランド・リネン業の展開と大西洋市場 —ランカシャー初期綿業との関係をめぐって—

提出：平成21年3月30日

口述試験：平成22年2月18日

審査委員会：石原俊時、小野塚知二(主査)、谷本雅之、馬場哲、森建資

.....

1. 論文の主題と研究上の位置

本論文は、イギリス綿業史を産業革命より前に遡らせることを第一の目的としている。これまで、イギリス綿業は一連の技術革新や工場制度の形成とともに産業革命期に確立して、純綿キャラコの国産に成功したとされてきたのだが、本論文は、それよりも早く18世紀初頭から東インド産キャラコを代替する織物が製造されていたことに注目して「初期綿業」という概念を導入するとともに、ランカシャー初期綿業と競合し、またそれに原料経糸を供給し続けたアイルランド・リネン業の盛衰を叙述しようとする研究の成果である。

これまでの研究が概して製品の素材に注目して繊維産業を区分してきたのに対して、本論文は製品の用途や消費過程に注目して、18世紀のヨーロッパおよび大西洋地域においては麻製もしくは綿麻混織のリネン製品がキャラコの代替品であったことを明らかにし、繊維製品の流通と消費の過程から生産の実態に迫るといった新しい研究方法を開拓しようとしている。

2. 論文の構成と内容

予め本論文の章別構成を示すなら以下のとおりである。

序章

第1章 ランカシャー綿業の形成過程 —大西洋貿易とアイルランド・リネン業—

第2章 イギリス重商主義とアイルランド・リネン業

第3章 アイルランド・リネン業の自己認識過程と利害分裂

第4章 アメリカ市場は何を要求したか —アイルランドによるドイツ製リネンの模倣—

第5章 アイルランドにおけるドイツ製リネンの模倣の事例 —18世紀中葉のドロヘダー—

第6章 18世紀後半のアイルランド・リネン業における粗製濫造問題 —1764年法を中心に—

終章

法律のリスト

参考文献リスト

序章ではまず、イギリス綿業の形成過程については生産視角からの研究がながく主流であったが、18世紀末以降に毛織物産業ではなく綿業において技術革新がおこったのはなぜかという問いに答えるためには消費の視点も必要であるとの主張が示され、本研究が注目すべき事象として、素材よりも用途・有用性、消費の歴史的・地域的特徴を反映するものとして織物の名称、アメリカとの消費文化の同時性の三点が挙げられる。従来の綿業史研究は水力紡績機の登場により純綿キャラコが安価に製造できるようになったことに画期を求めてきたのだが、本論文は、では、それ以前は何が東インド製キャラコの代替品の役割を果たしてきたのかという問いを設定して、ランカシャーおよびアイルランドのリネン業の18世紀の展開過程を跡づける本論文全体の構想を提示する。

第1章は、綿業前史としてしばしばファスチアン業が注目されてきたのに対して、薄手で洗濯容易というキャラコ代替品を製造したのはリネン業であったことを示し、Wadsworth & Mannの先駆的研究においてファスチアンとリネンが明瞭に区別されていたことの意義を再確認する。ここで、リネンとは経緯とも麻糸ないし麻の経糸に綿の緯糸を素材とする薄手の平織り織物で、大西洋地域(西アフリカ、西インド諸島・カリブ海、およびアメリカ植民地)向けの輸出品として、厚手の毛織物やファスチアンに代わって18世紀前半から重要な役割を果たしてきたことが示される。イギリス商人によって輸出されたこれらリネンの主たる産地はヨーロッパ大陸(殊にドイツ語圏)、ランカシャー、およびアイルランドで、大陸製リネンにかけられたイギリスでの輸入関税は再輸出の際に払い戻され、他方で、アイルランド製を含む国産リネンの輸出には1743年以降奨励金が与えられるという政策的背景が明らかにされる。大西洋地域では純麻リネンよりも純綿キャラコが好まれたためランカシャーでは、まず緯糸に綿を用いた混織リネンを製造し、また早くから試みられていた純綿キャラコの国産化も水力紡績機の導入により綿製経糸が安く安定的に供給できるようになって1780年代以降本格化するという「初期綿業」の発展経路が示される。こうした「初期綿業」としてのランカシャー・リネン業に対して、アイルランドはリネン製造で競合していただけでなく、麻製経糸の供給という点ではそれに包摂される面も併せ持っていたことが明らかにされ、第2章以降で叙述されるアイルランド・リネン業の盛衰の背景要因が示される。

第2章は、アイルランド・リネン業がこうした二面性を持つにいたった原因をイギリスの経済政策に注目して解明する。17世紀末にイギリスは国内毛織物産業を保護するために、アイルランドに対して毛織物からリネンへの転換を強制し、リネン業育成策が施行されたものの、18世紀中葉以降、大西洋地域向けのリネン製品輸出でランカシャー・リネン業が成長すると、アイルランドに対する育成策を形骸化させ、最終的に1771年の輸出奨励金法ではアイルランド製リネンは対象から外されることとなったとして、イギリス重商主義政策の変化がアイルランド・リネン業衰退の背景に作用していたことが明らかにされる。続く第3章では、1771年法制定後にアイルランド・リネン業内部には、麻糸輸出に関税をかけて流出を阻もうとするリネン製造関係者と、それに反対してランカシャー・リネン業の利益に従おうとする麻糸輸出関係者の利害対立が顕在化したことが示され、著者はそこに植民地産業としての特質が表現されていると見る。1771年法はアイルランド・リネン業の独自の利害

認識が形成されるきっかけとなったのだが、その後ランカシャー・リネン業が機械製綿経糸を用いた綿業に発展したため、アイルランドの麻糸紡績業は需要を失い、またリネン製造業もランカシャー製の純綿キャラコとの競争に敗れて崩壊し、以後アイルランドにはアルスターの高級リネン製造のみが残ったとして、18世紀にアイルランド各地で急成長した粗質リネン業が消滅する原因が明らかにされる。

第4章から第6章までは、この成長期のアイルランド・リネン業の展開の特質を論ずる。まず第4章では、アメリカ市場で黒人奴隷や白人労働者・年期奉公人の衣料として好まれたオズナバーグ(糸・布ともに未漂白)やダウラス(漂白糸を用いるが布は未漂白)といったヨーロッパ大陸に起源を有するリネン製品の名称と特性が、ロンドンやリヴァプールの商人によってアイルランドに伝えられ、アイルランド政府のリネン業奨励組織であるリネン・ボードによって、その模倣品製造が推奨されたことが明らかにされる。第5章は、アイルランド産リネンの取引中心地であったドロヘダとその周辺地域に焦点を当てて、当時の複数の調査記録から、大陸製リネンの模倣品製造が展開するさまを描き出す。従来品より広幅の輸出用品の製造のために形成された生産・流通組織は必ずしも産地としての一貫した連関を形成せず、たとえば、ウェストミーズ州では製造された麻糸の大半が輸出され、同州の織布業者は紡糸を他州から調達せざるをえなかったことが明らかにされ、第3章で述べられた利害対立の背景が示される。第6章は、七年戦争の影響でドイツ製リネン輸出が減退して、アイルランド製リネンへの需要が急増した時期の粗製濫造問題に注目する。イングランドの輸出商人から苦情が集中する中で従来の検査制度の弱点が露呈したのに対して、ドレイパーと呼ばれる現地のリネン商人や漂白業を兼営するラッパーが中心となって新たな検査制度と取引形態が考案されて実施されたことを明らかにする。

終章は、各章で明らかにされた成果を振り返った上で、リネン生産地の勃興／衰退の契機が他のリネン生産地との関係のなかに存在するのではないかとの見通しを示して、ヨーロッパ各地のリネン業盛衰史を、相互の有機的関連の中で叙述するという今後の課題を確認する。

3. 評価

本論文の最大の貢献は、史料的な制約の大きい18世紀アイルランド・リネン業について、その盛衰の動態を、さまざまな史料・文献を渉猟することによって、多面的に、しかし一貫した視点から叙述したことである。その結果、①イギリスの重商主義政策によって翻弄されたことがアイルランド・リネン業盛衰の基本的な背景であること、②アイルランド・リネン業は、初期綿業としてのランカシャー・リネン業と競合し、同時に麻糸を供給するという関係の中で成長し、また自己認識を確立するものの、イギリスによるランカシャー・リネン業保護策と純綿キャラコ国産化によって急激に存在の条件を失ったこと、③大西洋市場で好まれる商品についての情報がイングランド商人によって伝達され、輸出向け製品への転換が進んだこと、そして④粗製濫造問題に対して現地の商人が主体的に行動して改善方法を整えたことが、本論文によって明らかにされた。これらの諸点はいずれも、今後ながく学会で共有される知見となるであろう。

このような貢献がありながらも、本論文には以下の弱点も含まれている。まず第1に、

先行研究の到達点と限界をどのように評価するのか、また、その評価を踏まえて本論文の独自性をどのように打ち出すのかという点では改善の余地があり、18世紀ランカシャー・リネン業をもって「初期綿業」とする本論文の概念設定の新しさは必ずしも鮮明とはいえない。第2に、上述の点とも関わるが、本論文が明らかにしたリネン業の実態は、従来の経済史研究が構築してきた知見や概念、殊に問屋制・買入制など繊維製品の取引形態をめぐるそれに照らして解釈することが可能であると思われるにもかかわらず、事実の提示で終わっている箇所が散見されるため、本論文によって発見された事実が充分説得的に意味づけられているとはいえない。第3に、繊維製品の名称と用途に注目するという本論文の特色にもかかわらず、それは徹底的ではなく、ファスチアンや粗質リネンという概念で括られてきたものの中に、どのように多様な製品が含まれていたのか、また、それらの需要動向がリネン業の動態にいかなる影響を与えたのかという新たな疑問を発生させている。第4に、リネン・ボード(アイルランド・リネン業の振興を目的とした機関)の設置者・構成・権限・財政等の基本的な事項や、アイルランド・リネン業では綿を使用したリネンは製造されたのか否かといった、読者が当然疑問とする点について、史料的制約もあるので完全な説明は望めないとしても、より立ち入った言及・説明がなされるべきであろう。

しかしながら、これらの点は先に述べたような本論文の学問的貢献を決定的に損なうものではなく、著者の今後の検討課題というべきものである。本論文に示された研究成果は、著者が自立した研究者として研究を継続し、今後さらに学界に貢献しうる能力を備えていることを十分に示している。

以上より審査委員会は、口頭試問と慎重な審議を経て、本論文の著者が博士(経済学)の学位を授与されるに相応しいとの結論に達した。